

ジョン・デューイと「戦争違法化」

W・リップマンの批判と対比して

小西中和

Nakakazu Konishi

滋賀大学 / 名誉教授

2022年2月からのロシアによるウクライナ侵攻は国際連合の常任理事国として国際の平和と安全保障に負うべき責任と義務を放棄して、国連憲章に規定される武力行使禁止の基本原則を露骨に破ったことで世界に衝撃を与えた。戦争は小稿執筆時点でまだ続いており停戦や和平の兆しはいまだ見えない。第二次大戦後に構築された武力行使の禁止原則を土台とする国際秩序の根幹が揺るがされており、和平後の国際秩序の行方に関心と不安が広がっている。

不戦条約は戦争放棄の宣言と国際紛争の平和的解決義務を内容とする国際条約として成立したが、現実的には第二次世界大戦を防止できなかった。その反省を踏まえて作られた国際連合は不戦条約を継承し、その根本原則として武力行使の禁止原則を規定した。身近なところでは日本国憲法第九条にも具体化されている。だがロシア・ウクライナ戦争は国際連合の能力と武力行使の禁止原則の実効性に大きな疑問を生じさせた。不戦条約の戦争放棄がそうであったように、国連憲章の武力行使禁止原則も紙上の規定で終わるのかという疑問や不安が生じている¹⁾。

ここで取り上げるのは、今から100年近く前、不戦条約（1928）が成立する以前の話である。その条約以前には戦争が国際紛争を解決する手段として正当かつ合法的であると考えられ、実行されていた。国際連盟規約（1919）で戦争の開始について一定の制限を行う条件が規定されていたが、戦争の一般的禁止には至っていなかった。その条件を満たせば、国家は自国の都合で必要と思う時に戦争をすることできる慣行が存在していたので

1) 藤原2023、最上2024。

ある。不戦条約はそのような慣行を否定する、つまり戦争の一般的禁止を宣言する国際条約として画期的であった。

不戦条約の成立に際してアメリカにおいて大きな推進力になったのが「アメリカ戦争違法化委員会」という平和運動の団体だった。従来の国際紛争解決の手段としての戦争を放棄するという彼らの主張はその新奇さからして様々な批判を受け、またそれに対する反論がなされた。ここではその代表的例として当時著名なジャーナリストであり評論家だったウォルター・リップマンによる批判とプラグマティズムの哲学者であるジョン・デューイの反論を検討する。それを通じて不戦条約の背景にあった「戦争違法化」思想の意味を探ってみよう²⁾。

Ⅱ リップマンの「戦争違法化」批判

1919年6月に調印されたヴェルサイユ講和条約によって第一次大戦後の処理が終わったにもかかわらずヨーロッパの国際秩序は安定せずに、諸国間の対立、とりわけ戦勝国フランスと敗戦国ドイツの対立が国際政治の前面に現れた。フランスはドイツの復活を脅威と感じ、それに備えて自国の安全保障の確保とドイツからの戦争賠償の獲得を実現しようとして、1923年1月にルール地方を軍事占領した。この事件はアメリカではヨーロッパ国際政治における不安定の増大と新たな戦争の危険を示すものとして受け取られ、国際平和へのアメリカの関与についての世論を高揚させた。

同年2月14日に共和党のボラー議員が「戦争違法化」を推進する決議案を上院に提案したのに対して、直後の同月24日にハーディング大統領は、

1922年1月に国際連盟規約に基づき創設されていた常設国際司法裁判所にアメリカが加入する用意のあることを表明した。大統領の声明は国際連盟加入を求めるグループから歓迎された。だが国際連盟加入に反対し、「戦争違法化」の多国間国際条約の創出を求めるグループは、常設国際司法裁判所へのアメリカの加入が国際連盟への加入に通じるとして大統領の声明に反対し、ボラー決議案を支持した。デューイはボラー決議案を「戦争違法化運動のマグナ・カルタとなり、直接間接に1928年のパリ不戦条約の原型であった」と指摘した³⁾。

1. 「戦争違法化」計画と精神の非武装化

こうして国際平和についてのアメリカの世論において意見の分裂が明らかになった時に、著名なジャーナリストであり政治評論家であったリップマンがボラー決議案を取り上げて「戦争違法化」を主張する立場に対して厳しい批判的検討を試みた。彼はその内容を三点に要約した。

第一に、「国際法の下で戦争を公共の犯罪とする全般的条約およびあらゆる国が自国における戦争の首謀者や扇動者そして戦争による利得者を告発し処罰する義務を負う厳粛なる協定ないし条約」が作られるべきである。

第二に、「国家間の平等と公正に基づく平和の国際法典が創出され採用され、また拡充・拡大され最新のものとされるべきである」。

第三に、戦争に代わる司法的手段が国際裁判所の形態と性格において創出されるべきであり、現存するものを利用するとすれば、戦争違法化に適合するように修正されまた調整されるべきである。その裁判所は諸国間の紛争に対するアメリカ

2) 戦争違法化運動については、DeBenedetti、小西2022。リップマンの批判とデューイの反論について詳しく検討した研究は管見の限りではほとんど見当たらない。デューイの平和思想については一連の拙稿。リップマンの国際政治論についてはSyed、Cary、スティール、岩切。デューイとリップマンは大衆民主主義や市場経済への政府の介入などの問題でも

思想的に対立している。小西2003、第3章、第6章。

3) Dewey 1933, p.15.

の連邦最高裁判所の管轄権をモデルにしてあらゆる国際的な紛争を審理し判決を下すような積極的管轄権を持つべきである⁴⁾。

リップマンによれば、これがボラーの考える戦争を廃止するための計画であり、「戦争違法化」論者たちは「それ以外に戦争を無くす方法はない」と二者択一的に考える。彼らはその実効性を確信し、だからそれを主張することによって国際連盟へのアメリカの加入の阻止だけでなく、国際司法裁判所に加入するというハーディング大統領の控えめな提案にも反対した。だが、「戦争違法化」論者のこのような考え方は妥当なのだろうか。ボラーの提案する計画で実際に戦争を廃止することができるのだろうか、これがリップマンの基本的な問いであった。

さて、リップマンによれば、「戦争違法化」論者が重要視するのは「戦争を違法化する条約」の創出である。彼らは「戦争を違法化するというスローガンが人間の戦争嫌悪をかき立て結晶化する力を持っていると信じている」。そして国際法において「戦争は犯罪であると宣言することが世界中の平和主義を法的に正当なものとし、他方で戦争を支持する精神からその合法性と権威を剥奪すると信じている」。つまり平和主義が「国家の権威ある道徳になる」というわけである。リップマンはここで「愛国主義と合法性に関する価値の根本的転換」が生じていると指摘する。なぜなら、「戦争違法化」論者によれば、国を守るために戦争を支持するという愛国主義の精神は戦争禁止の国際法とは背反し、さらに戦争を首謀し、扇動することは法に違反する行動であり処罰の対象になる、他方で、これまで戦争に絶対反対を主張して非国民と

言われた平和主義者の方が「法と秩序と保守主義」によって保護されるようになるからである⁵⁾。

リップマンは、「戦争違法化」論が「基本的に完全な精神の非武装化のための十字軍的運動」であると指摘した。つまり「戦争違法化」の法を作ることによって「諸国民の戦争への嫌悪や反対の感情を結集し、結晶化する」、それに基づいて「戦争をする意志を無くす」ことを目指しているというわけである。

だが、人々はこれまで「愛国主義」を国家の安全保障や運命と結びつけてきた。「戦争違法化」論に潜む平和主義はそれを解体するほどのラディカルさを伴っている。だが、これは可能だろうかとリップマンは考える。たとえば、外国からの不法な攻撃という現実的脅威に直面するときに国民はどうするだろうか。戦争反対の平和的選択をするよりも自国の防衛と安全のために戦争を支持するのではなかろうかというのがリップマンの考え方であった⁶⁾。

2. 国際紛争と司法的解決の限界

「戦争違法化」計画では、戦争に代わる国際紛争解決の平和的手段として、法と裁判の司法的制度の創設を主張していた。では、法と裁判は国際紛争を解決して、戦争を廃止するのに役立つのか、とリップマンは問うた。

リップマンによれば、戦争は恐怖であり、犯罪的だ、だから戦争に反対する、ということではかなりの人々が同意するだろう。だが、自国の死活的な利害にかかわる現実の国際紛争において当事国間の意見の一致が容易になされるとは思われない。「国境の画定、分離独立の権利、天然資源の管理、関税」などの問題を考えてみればよい。これらの解

4) Lippmann 1923, pp.407-408.

5) Ibid., p.408.

6) Ibid., p.408-409.

決のための一般原則（例えば平等と正義）及び個別のケースにおける紛争事実の解釈について意見の分裂と対立が生じるであろう⁷⁾。

ボラーの「戦争違法化」計画における国際法と国際裁判所は「そのような問題をカヴァーする法的規則を樹立する法典を考えているはずである」。だとすれば、その法典をだれがどのようにして作るのかということが問題となるが、ボラーや他の「戦争違法化」論者はそれについてほとんど語っていない。世界会議や専門家の会議に言及するだけである⁸⁾。

だがリップマンによれば、ボラーの計画には、彼がその呼び名を好むかどうかは別にして、「世界議会」と呼ぶべき組織が含まれるはずである。なぜなら、「国際法典を作る会議は政府の存在自体や国家の運命に影響する法律を制定しなければならない、換言すれば、国家の政治的独立、自由、権力、威信、経済的機会、そして誇りに触れるような問題について法律を制定しなければならない」からである。法律の専門家にゆだねて済むというわけにはいかない。このことは「戦争違法化」の法典を作るということが国家間の司法的關係と次元を異にする政治的關係の問題であることを意味している。だとすれば、「戦争違法化」論者は「政治的關係を抜きにして司法的關係によって世界が統治されるという望み」を抱いているようであるが、それは不可能だということである⁹⁾。

政治的次元で見れば、現在の国際関係において列強諸国が自国の主権や重大な死活的利益を損なうような原則について合意するとは考えられない。これはアメリカについても言えることである。「戦争違法化」の主導者であったノックス上院議員は、「戦争違法化」の国際法典の下で「アメリカ

のモンロー宣言に関わる政策について仲裁裁判に付託する義務を負うことはない」と演説した。換言すれば、アメリカの「利益、必要、明白な運命」に関わるような重大な問題については「自国の立場を放棄するよりはむしろ戦争をするだろう」。これは他国にとっても同じであり、「裁判に付託するよりはむしろ戦争に訴えるだろう」。だとすれば、実際に「違法化」される戦争の数は注目に値しないほどである」というのがリップマンの考えだった¹⁰⁾。

3. 「戦争違法化」計画と戦争の留保

ノックス上院議員は、「戦争違法化」の法典において「実際の急迫する攻撃に対する自衛の権利」が留保されると明示した。加えて、ボラーは「解放の戦争を正当なものとした」。これらは「戦争違法化」の例外として示されたものであるが、リップマンによれば、現実にはそれを口実として各国は「必要ないし望ましいと考えればあらゆる戦争を正当化できると考えるようになる」。だとすれば、「戦争違法化」の計画において「違法化」される戦争は「侵略戦争であると公然と宣言される戦争だけになるだろう」。だが、「そのような戦争など全くありえない」というのがリップマンの考えであった¹¹⁾。

さらに、「戦争違法化」計画において許される戦争は「侵略に対する自衛」に限定されなかった。モンロー宣言に関わる政策のようなアメリカにとって「実際に死活的なあらゆる紛争」について仲裁裁判に付託せずに敢えて戦争に訴えるだろうと彼らは考えていた。このことを踏まえれば、彼らの「戦争違法化」計画の欠点や不毛さが、つまり戦争を実際に無くすものではないことが明らかになってくる¹²⁾。

7) Ibid., p.409.

8) Ibid., p.410.

9) Ibid.

10) Ibid., p.411.

11) Ibid., p.412

12) Ibid.

リップマンによれば、「戦争違法化」論は紛争を引き起こす多くの重大な政策をその国際法典の範囲や国際裁判所の権限から除外する一連の留保を含んでいる。結果として、裁判所や法典の権限から排除される重大な政策を守るための戦争が認められることになり、「戦争違法化」計画は形骸化される¹³⁾。

換言すれば、「戦争違法化」論が廃止しようとしているのは「空論的な戦争」であり、「自国の主権、安全、利益、誇り」に関わる紛争から生じる戦争ではない。「戦争違法化」論者はそのような現実を生じる紛争を国際裁判に付託する覚悟が実際にあるのか、それがなければ、戦争を廃止することは無理であろうというわけであった¹⁴⁾。

4. 「戦争違法化」計画と外交の欠落

以上に見てきたように、「戦争違法化」計画は紛争解決のために戦争に代わる司法的手段（国際法典と国際裁判所）の創設を提案したが、その権限はすべての紛争をカバーするものではなかった。換言すれば、国家の主権や利益、そして運命に関わる重大な問題に関しては戦争に訴えることを実質的に留保した。結果としてその計画は戦争を無くすことに失敗している、とリップマンは見た。

リップマンによれば、ここに「戦争違法化」論の誤りが見出せるのであり、それは、「戦争違法化」計画が司法的手段では処理できない重大な問題の解決のために必要な方法、すなわち外交的方法に注目していないということである。必要とされる外交とは、協議、妥協、交渉、調停、そしてまた究極的に考えれば、武力の威嚇によって取り組む外交である。そして、「戦争違法化」論者によっても「戦争を行う権利が実質的に留保されている」こ

とに鑑みれば、「外交における武力の役割を認める」ことに困惑することはないだろう。リップマンの主張を敷衍して言えば、「戦争違法化」論者においては、国際関係が最終的には武力の行使を用意する権力政治によって動かされている現実への見方が弱い、だから裁判という司法的処理によって国際紛争が解決されるかのような考えを強調するのだというわけである¹⁵⁾。

かくして「もし外交が平和維持する不可欠の方法であるとすれば、外交を用意しない計画は決して戦争防止の実効的な計画ではない」。なぜなら外交は戦争に向かう「直接の緊急事態や危機的事態を処理する不可欠の方法」だからである。「議論、説得、説明、誤解の除去、不利と有利の示唆、調停、譲歩、将来への約束、そして最終的な手段としての武力行使のより真剣な考慮——これらすべての外交的手法が直接の深刻な状況を処理するために駆使される」。換言すれば、「司法的手続という時間のかかる過程はそのような緊急事態の処理には間に合わない」。だから外交が実効的であるために「その方法の改革が人類にとって最も緊急に必要なことのひとつである」とリップマンは指摘する¹⁶⁾。

「戦争違法化」論者は、「国際平和の唯一の方法が戦争に代わる司法的手段の創出である」と主張するが、リップマンによれば、それは国際法典や国際裁判所が実際には現実の国際政治に影響され、それに巻き込まれることに彼らが注目しないことの現れである。このことは彼らの国際裁判所がアメリカの連邦最高裁判所をモデルとするように主張することに見られる。ボラーは政府や議会と関係なく連邦最高裁が「州間の平和を維持してきた」かのように語るが、現実的には、最高裁が「政

13) Ibid., p.413.

14) Ibid.

15) Ibid., p.414.

16) Ibid., p.415. リップマンによれば、戦争を無くす究極的な政治的手段は「国際的政府」の創出である。しかしこれは現存の主権国家の否定であり、近い将来において実現不可能である。また望ましいと思われないとされた。Lippmann 1928, p.187. Syed, p.117.

治的真空」の中で存在し、その役割を果たしてきたはずがない。彼はこのことを考えようとしながゆえに、連邦最高裁をモデルとする「国際裁判所が真空の中で存在し、世界の平和を維持できる」かのように主張するのである。ボラーの主張は国際紛争の解決における政治や外交の役割をまともに論じようとしながゆえにかえってそれらと司法的裁判の区別を曖昧にしてしまうように見える。「その結果として、裁判が現実の政治に巻き込まれ、政治の欠陥にまみれること、あるいは外交が訴訟と同じような厄介さを帯びることになる」という問題に気付かないのである¹⁷⁾。

III デューイの「戦争違法化」論

1. 「戦争違法化」と国際政治

第一次大戦後に創設された国際連盟は戦争開始に一定の条件を付すことによって戦争の発生を減らそうとしたが、戦争自体を禁止するものではなかった。条件を満たせば、国家が戦争を行うことは認められており、法的に正当と見なされていた。「戦争違法化」論はこのような連盟の限界を超えて戦争全般を法的に禁止し、それに代わる平和的手段として戦争禁止の国際法典と紛争解決の国際裁判所の創出を計画するものだった。それによって戦争の発生を防止しようとしたのである。

だが、リップマンは先に見たように「戦争違法化」の計画が実際には戦争の防止に役立たないと批判した。その批判は計画の支持者に大きな衝撃を与え、運動の主導者のレヴィンソンは直ちに盟友のデューイに反論を依頼した。デューイはリップマンの批判が誤解に基づくとして次のように反論した。

第一に、デューイはリップマンの次の批判に注目した。「その計画は名目的に戦争を違法化した後で一連の留保を行い、法典の範囲や裁判所の権限からほとんどではないにせよ多くの紛争の原因となる重大な政策を除外し、最終的には重大な紛争を守るための戦争を合法化し、結果的に戦争違法化を骨抜きにする」¹⁸⁾。

リップマンが証拠を持ってあげる留保は「自衛権」と「解放戦争」であるが、この留保は「戦争違法化」論を無効にする事柄ではない。まず、自衛権は外敵からの「現実の攻撃に対抗して自国を防衛する権利」を意味し、国家に固有の権利として「戦争違法化」の国際法典においても否定されない。だから外国による不法な攻撃の現実的な脅威に対してどうするのかというリップマンの疑問については自衛権の行使で対応するということになる。

次に、「解放戦争は内戦、国内の革命であり、国際法典の埒外である」、つまり「それは国際法によってではなくて、国内法によって犯罪とされる」。したがって自衛権や解放戦争が留保されるから「戦争違法化」が骨抜きにされるというリップマンの批判は当たらないというのである¹⁹⁾。

第二に、リップマンは「戦争違法化」計画があらゆる外交的方法の廃止を含んでいる」と批判し、次のように指摘する。「その主張の主要な誤りはそれらの法典や裁判所の埒外にあるまさに戦争を引き起こすような紛争のための外交の必要を拒否することである。もし外交の方法が不可欠であるとすれば、それを規定しないいかなる計画も戦争を廃止するための実効的な計画ではありえないからである。そしてもし外交の方法が必要であるとすれば、その方法の改革が人類にとって最も緊急の必要のひとつである」。

¹⁷⁾ Ibid., p.415.

¹⁸⁾ Dewey1923d, p.117.

¹⁹⁾ Ibid., p.117-118.

これはリップマンの誤解であり、「戦争違法化計画が外交のことを規定しないからといってどうしてその計画が外交と対立しているという結論になるのか不思議で理解できない」とデューイは反論する。国際紛争解決の方法として外交が使用されるのは当然のことである。「戦争違法化」論者は「戦争違法化」こそが「外交を改革する最も効果的な方法」だと考えている²⁰⁾。

第三に、「戦争違法化」論者が「紛争解決の二つの方法として法と戦争を挙げているが、それは正しくない。人類はそれら以外に無数の解決方法を作り出してきた」というリップマンの批判を問題にする。デューイはこれもまた不注意な理解であり、正確には「法と戦争だけが紛争を解決する方法だ」というのではなくて、それらだけが解決に最終的決着をつける方法だ(傍点原文イタリック)というのが「戦争違法化」論の主張であると反論した²¹⁾。

デューイによれば、リップマンが誤解に基づいて外交などの「協議や政治的方法」を強調し、それと法と裁判の方法を対立させることは問題である。「戦争違法化」論者は両者を分離し、「政治的方法」を否定することなど全く考えていない。だから、「一方での法や裁判と他方での政治的方法を排他的な選択にする」かのように見せるのは「リップマンの自作自演」である。「本当の選択肢は、戦争を合法化するシステムに基づく政治的方法か、それとも戦争違法化を前提にすることによって外交がうまくいかないときに裁判で解決するという政治的方法か」の選択である²²⁾。

リップマンは前者の政治的方法で議論を立てており、だから「外交は協議や取引だけでなく、最終的には武力の威嚇によって作動することが必要だ」と指摘する。だがデューイから見れば、そうだから

こそこれまでと現在の外交は「詐術、秘密、そして武力の威嚇という手段が必要だとする強迫的観念」につきまといわれ、「信義と誠実」に基づく外交を困難にしてきた²³⁾。

リップマンが外交における「武力の威嚇を使用することの必要性」を認めていることこそ「戦争違法化」計画を理解できていないことを示している。リップマンの議論の大前提には武力の威嚇そして戦争は決して廃止されないだろうという考え方がある。だからその計画は「ユートピア(空想)的に」見える。しかし、「戦争違法化」論者は「その計画を試みってみる価値がある、そしてそれがうまくゆかなければ、戦争は決して無くならないだろう」と考える。つまり「戦争違法化」計画の実現に尽力してみても、もしそれが成功しないならば、そのときには戦争は廃止されないとと言えるかもしれないというわけである。ここにリップマンとデューイの根本的な考え方の違いがあると理解できるが、デューイもまた「ここに問題全体の核心がある」として次のように主張する²⁴⁾。

「国際関係に影響を及ぼす政治や政治的方法がこれからもずっと続くだろうことは当然である」。だが、「国際政治の現状は戦争の合法性を前提にし、その合法性に基づく外交を使用している」。つまり、1923年のフランスのルール侵攻に見られるように、「現在のヨーロッパの政治システムは戦争の伝統とそれに伴う敵意に基づいている」。つまり「国際的な政治システムはいたるところで戦争と武力の威嚇と結びついている」。デューイによれば、これが国際政治の現実であるが、それを維持したままで「戦争が除去される、あるいはその確率が著しく減じられると期待することは悲劇的に不毛」で

20) Ibid., p.118.

21) Ibid., p.119.

22) Ibid.

23) Ibid., p.120.

24) Ibid.

25) Ibid.

26) これは、ケナン、モーゲンソー、キッシンジャーたちのリアリズムの立場に繋がる先駆的な見地である。彼らはアメリカ外交の伝統的特徴をリアリズムの視点から希薄な「法律家的・

あろう。これまでの戦争の歴史がそのことを明らかにしている²⁵⁾。

このようなデューイの見方を敷衍すれば、彼とリップマンの違いを次のように理解できると思われる。リップマンは現実の外交の根底に最終的手段としての武力の威嚇と戦争があることを指摘した。これは国際関係における軍事力の契機を重視するいわゆる現実主義(リアリズム)の見地に繋がる立場であり、国際関係の現実のパワー・ポリティクス(権力政治)によって、つまりデューイ的に言えば戦争システムによって動かされているということである²⁶⁾。

他方で、リップマンは権力政治の現実とその持続を受け入れたが、デューイはこの現実をしっかりと認識しながらも、権力政治を維持することで戦争を廃止することがはたして可能なのかと問うた。そして戦争の歴史が示すように権力政治を維持する限り戦争の廃止は不可能ないし困難だと判断した。その上で権力政治を超える方向としてリップマンが外交の基礎にあると見た武力の威嚇と戦争を禁止する「戦争違法化」の構想を提起した。

だとすれば、その構想は権力政治の現実を無視したり軽視したりしないが、しかしその限界の洞察に基づいて権力政治と異なる国際関係の展望を模索する彼の努力を示すものだと理解されるだろう。彼が「戦争違法化」を戦争と平和の問題へのアプローチの180度の方向転換だと強調したゆえんである。このようなデューイの立場が理想主義ないしユートピアニズムの性格を帯びるのは疑いない。だが、それは、デューイがリップマンとともに国際関係を動かしている権力政治の現実を認識しながら、その現実に対する態度のとり方においてリップマンと違っていたことに基づいていたと言

えよう。その意味でデューイの立場は単純な理想主義ではなくてリアリズムと交錯していたのである²⁷⁾。

では、デューイは権力政治と異なる展望をどのように模索するのか。「戦争違法化」がもたらす国際関係の変容についての彼の期待ないし予想を検討してみよう。

2. 「戦争違法化」と国際紛争の解決

従来の国際法では国際的な紛争の解決方法として戦争が正当なこととして公認されていた。国家は必要と判断すれば理由の如何を問わずに自由に戦争に訴えることができた。国際連盟規約においても一定の条件を付けることによって開戦を制限しようとしたが、最終的には国家が戦争をすることを認めた。「戦争違法化」論はこのような事態を改革しようとして提起されたものであり、戦争を法的に禁止し、そしてそれに代わる手段として法と裁判という司法的制度の構築を計画した。それによって各国が戦争以外の平和的手段による紛争の解決に尽力するという国際関係のあり方を展望しようとしたのである。

このような見地に立って、デューイは戦争違法化における国際法や国際裁判についてのリップマンの批判に反論を試みた。リップマンは、国家の死活的な利益に関わる重大な紛争については、それを裁判する国際法の制定が極めて困難であり、そしてまた国家は現実にもそのような紛争に関しては裁判に付託するよりもむしろ戦争に訴えるだろうと指摘した。デューイによれば、このようなリップマンの考え方には戦争以外の平和的手段による紛争解決の視点が後退しており、武力による紛争解決が基調になっている。外交は最終的に武力の手段

道義的」アプローチの過剰として批判したが、それは「戦争違法化」論にも向けられる指摘だった。

27) Dewey, 1923a, p.98, 1927, p.170. デューイは自己の立場を「現実的理想主義」(practical idealism)と称している。ここでのデューイの議論は戦後日本のいわゆる理想主義的立場から国際政治論を展開したと言われる坂本の議論と通底す

るように見える。「私の問題意識は…、権力政治は、現代の世界が当面している問題の解決にはならないということである。そして、権力政治を無視したり軽視したりするのではなく、むしろそれに内在する矛盾やディレンマを直視することを通じて、権力政治に代わる展望を探索するというのが、私の基本的なアプローチである」(傍点原文)。坂本、154頁。

に依拠しているというリップマンの指摘がそれを示している。かかる見方では紛争解決において戦争以外の平和的手段の追及が弱くなり、武力による解決（戦争）に傾斜する傾向が生じやすいのではないかというのがデューイの懸念である。

デューイによれば、「戦争違法化」の法の下での国際裁判所がすべての紛争を処理することを要請されるわけではない。国家が裁判よりも戦争を選ぶとリップマンが考える重大な紛争を国際裁判所が処理しないことをデューイも認める。だからそのような紛争の裁判に関する法規を作る必要はないし、その制定のための世界議会などという大げさなことを考えることもない。国際裁判所が処理できる紛争に関する法規を作ればよいのであって、それには法律や外交の専門家の協議にゆだねれば足りるであろう。では「戦争違法化」論が紛争解決のために国際裁判所の創設を強調する意味は何であるのか²⁸⁾。

国家は国際紛争において様々な目的や理由を持っている。つまり戦争に訴えるときには開戦目的として公言される名目上の理由があり、また公言されずに隠される実質的な理由もある。従来のように戦争が合法化され、禁止されていない状況においてはそれらの理由や目的は混雑して区別がつかない。国家はその理由の如何を問わずに戦争に訴えることができるし、都合の良い理由をつけて戦争を正当化する²⁹⁾。

だがデューイによれば、「戦争違法化」によって戦争が禁止され、紛争解決を国際裁判所に付託することが義務とされるようになると事情は異なってくる。戦争に代わる司法的手段は名目上の公言される理由とその基底に潜む経済的利害の紛争をほとんど自動的に分離する」というのである。つ

まり国家が裁判に付託する紛争とそれを拒否する紛争が区別される。前者については国際裁判所が審理し、判決を下すことによって紛争が解決される。判決を不服として戦争に訴えれば、その国の「偽善と隠された略奪の傾向」を世界に向かって明らかにすることになる³⁰⁾。

他方で、裁判に付託されない重大な紛争は「それを処理する適切な機関、すなわち交渉や政治的調整の手段にゆだねられる」。「戦争違法化」論は国際紛争の解決における外交などの政治的手段の使用を否定しない。ただリップマンと異なって外交の究極的手段としての武力の行使を想定することを否定した。それに基づいて「司法的手段と政治的手段が共に効果的に機能できるような両者の分業関係を確保する方法」を提起したのである³¹⁾。

デューイが国家の死活的利益に関わる重大な紛争の解決を外交などの政治的手段にゆだねることを認めたので、リップマンとの違いが薄れたように見える。だが、違いはあるのであり、それは次のように理解できると思われる。国際関係において紛争が無くなることはありえない。だが、紛争解決の手段として戦争を法的に正当だと認めることは戦争による解決が基調となり、平和的手段を尽くすことなくそれを闇雲に求める傾向を生じさせてきたのではないかとデューイは考えた。そこで戦争を禁止し、それに代わる紛争解決の手段としての法と裁判の制度を用意することによってその傾向を回避する、そしてあくまでも戦争以外の平和的手段によって、つまり司法的手段と武力に依拠しない外交の政治的手段の分業が効果的に作用することを通じて各国が平和的手段による紛争解決に尽力することを促そうとしたのである。

28) Dewey1923c, p.126.

29) Ibid., p.125.

30) Ibid., p.125-126.

31) Ibid., p.127.

3. 「戦争違法化」と国民

リップマンは、戦争違法化の条約が人々の精神に「大きな道徳的効果」を持つことを否定しなかった。「平和主義を尊重すべきものとし、非愛国主義の烙印を押すことを困難にする」。また、「戦争が犯罪だ、廃止されるべきだ、それは恐ろしい、違法化されるべきだ、それは忌まわしい、放棄されるべきだ」と言い続けることを無意味だと思わない」。しかし、「そう言い続けることが戦争を無くすことにならないだろう」と指摘する。「他国が戦争を仕掛けようしているに見える場合に、戦争を非難し続けるだけでは決して抑止にならない」と考えるからである。むしろそれは抑止の活動、つまり防衛ための戦争を非難することになる³²⁾。

リップマンによれば、実際に外国による攻撃の脅威が迫っている危機的事態においては、戦争か平和かの選択ということは意味がなくて、「破滅と屈辱を選ぶか、それとも自国の防衛、勇気、名誉を選ぶか、の選択である」。「戦争が始まる状況ではその特定の戦争が正しくかつ避けられない、戦争は恐ろしいことではないと見させるような精神状態を作り出す現実がある」。そこには虚偽の宣伝もありうるだろう。だが戦争は恐ろしいと言うことによってその現実を変えることはできず、だから、その時点で戦争反対を叫んでも効果はない。政治指導者や軍幹部たちは戦争の恐怖や悲惨さを無視してでも戦争に向かって行動する傾向がある³³⁾。

さて、他国からの攻撃の脅威が激化する開戦前夜の危機的事態において、戦争反対を叫んでも効果がないというリップマンの上の指摘は妥当なことも含んでいるように見える。切迫した状況では戦争反対に組織的に動くのは遅すぎるのではないかとということである。その事態では、愛国主義の好戦

的な戦争支持の世論が強まり、宗教的確信に基づく絶対的な平和主義者を除けば、一般国民が戦争反対の行動を行うことは困難になると思われるからである。

では、「戦争違法化」の法は国民の戦争反対の行動の支えにならないのか。デューイは支えになりうると考えた。緊迫する開戦前夜にまで至れば、確かに戦争反対の行動は遅すぎるかもしれない。だが、紛争の発生が即時に戦争となるわけではない。「戦争違法化」法の下では国際紛争について原則として戦争が禁止され、その平和的解決義務があるから、紛争が発生すれば政府による外交交渉や、国際裁判への提訴、国際会議などの戦争以外の手段による解決の努力が試みられるであろう。この過程において国民が戦争反対や戦争防止のための行動をすることは可能であり、遅すぎることはない。換言すれば、国民は遅すぎることになる前に、戦争反対や戦争阻止の行動をすることが必要であり、「戦争違法化」の法はその行動の根拠となりうるというわけである³⁴⁾。

デューイはいかなる状況においても戦争を絶対に拒否する平和主義の立場をとらなかった。外国からの攻撃の現実的脅威が高まる緊迫した状況ではぎりぎりのところで自衛権の手段として武力の行使を認めた。他方で、戦争のもたらす惨禍を十分に考えず、「戦争は恐怖ではない」として武力行使の方向に闇雲に傾斜する指導的政治家や外交官、軍幹部の立場に反対した。戦争は恐怖であり、耐えきれない惨禍をもたらすと感じながら、平時において遅すぎることになる前に、戦争に反対して行動する一般国民の立場に立とうとした。だから「戦争違法化」の実現の担い手を国民に求め、また「戦争違法化」の法を根拠にして国民が

32) Lippmann 1929p.52. 1928, p.182.

33) Ibid., p.183.

34) 「遅くとも戦争への過程においてこれを阻止するの不仅需要、組織的な抵抗は不可能となる。目に見えない“戦争への傾斜”の大勢をどうして防ぐかにすべてがかかっている。」(吉田1984、169頁。)

政府の戦争政策に反対することを期待したのである³⁵⁾。

4. 「戦争違法化」と個人の決断

デューイによれば、法は「紙に書かれたことば」ではなくて、「事実において作用する法」でなければならない。そのために法は「深く広範な社会の必要」に基づいている。戦争を繰り返す国際政治の現状はそれを防止するための法の必要を作り出している。だがその必要が客観的に存在するというだけでは十分でない。「戦争違法化」の法が「規範として現実に機能するとすれば、平和への意志や戦争の惨禍への持続的な確信が堅固として国民の間に——外交官、軍人、政治家ではない——存在していなければならない」。「戦争違法化」の法はそのような国民の意志や確信に基づく戦争反対の声を凝縮し、明確に表出しようとする。

だから、その法は「国民の意志が平和を求めるのか、それとも戦争システムの持続を求めるのかを発見し、記録する手段」という意味を持っている。デューイはそのために、「戦争違法化」の国際法の創出に際して各国における国民投票を実施することを考えた。つまり、投票結果によって世界の政治指導者たちに「戦争違法化」計画を押しつける機会を国民に与え、その結果としてその法が世界の国民の「意志と確信」によって支えられることを期待した。そのときに「戦争違法化」の国際法は紙上の宣言ではなく、事実において作用する法となると考えたのである³⁶⁾。

「戦争違法化」への国民の支持は戦争の恐怖や嫌悪の感情に深く根差すことが必要であるが、そのレベルにとどまるべきではない。戦争防止のための他の計画との比較の中で、各人が「戦争違法

化」計画を選択し、それを支持するという決断と覚悟が必要である。なぜなら、「戦争違法化」計画は、従来の戦争システムに基づく権力政治の持続の方向で戦争防止を考えるのではなくて、権力政治から離れて全く新しい視点と方法で戦争防止に取り組もうとするからである。そこでは従来の慣れ親しんだ思考習慣から離れて180度の思考の転換が必要なのである³⁷⁾。

リップマンは、「戦争違法化」論が「世間に対して戦争違法化の計画を受け入れるべきである、さもなければ他の計画はすべて無意味であるとして択一的に迫る、と批判する。だがデューイによれば、「戦争違法化」計画を受け入れるかどうかは個人の決断であり、「戦争違法化」論者がとやかく言うことではない。もし国民が戦争を望まなければその計画を支持するだろう。他方でもし国民が戦争を本当に望んでいることが明らかになれば、戦争は増大する恐怖とともに続くだろう」とデューイは言う。要は戦争の恐怖と嫌悪の感情に根ざしながら、戦争システムに動かされる国際政治の現状についての認識に基づいて国民一人一人が行う選択にかかっている。デューイ自身の選択としては「戦争違法化」計画を確信するがゆえに、それ以外の計画に「時間やエネルギーを費やす気はない」というのである³⁸⁾。

さて、「戦争違法化」計画の実現が国民一人一人の「意志と確信」に支えられることは、「国民自身から出発する平和運動」の重要性を明らかにする。すなわち、「彼らの意志を表明し、そして議員、政治家、外交官が平和を求める民衆の意志を実現するように要求する運動」である。従来の戦争防止の計画は政治家や外交官たちのイニシアティブに依拠してきた、つまり「政治家から始まり、民衆

35) Bullert, p.164. 小西1996、191-192頁。

36) Dewey1923a, p.97, Dewey1932b, p.97.

37) Dewey1932a, P.98.

38) Lippmann1923, p.416. Dewey1923a, 97-98, 103. いく

らか突き放すように各個人の決断と確信を強調する主張は、「面々の御はからい」（『歎異抄』）に似ているようにも見えるが、デューイの政治思想の核心である。それは民主主義政治を根底において支えるものが「一人一人の個人の生き方としての民主主義」だという主張に通じている。小西2003、第7章。

に上から何かを押し付けることによって終わった」。彼らは戦争システムに基づく国際政治に慣れ親しんでいるので、それから脱却することは困難である。そこで下からの国民による運動によって戦争違法化の要求を彼らに押し付けることが必要だとデューイは考えるのである³⁹⁾。

ボラー決議案では、戦争の首謀者を国内法で処罰するという提案がなされていたが、敷衍すれば、これは戦争と平和の問題について国民によって政府をコントロールすること、つまり平時において戦争に傾斜するような軍事優先主義の政策を推進する政府への反対や抵抗を意味すると考えられる。端的に言えば、国民が選挙においてそのような政策を推進する政府や政党を敗北させて政権交代を起こすということである。国民の側でのかかる行動を正当化し、支えることも「戦争違法化」法の作用と考えられていた。

5. 「戦争違法化」と法の社会的機能

デューイによれば、法は社会における人間の道徳的な感情や願望を凝固させ明確にするという目的に役立ってきた。さらにまた、法は人々の道徳感情や行動様式に影響を与えてきた。これは紛争解決のための裁判規範としての機能とは別の法の作用だと言ってよい。デューイの「戦争違法化」論はそれに注目した⁴⁰⁾。

戦争が法的に合法化されている状態では、戦争が紛争解決の正当な手段として使用されてきた。各国において最終的手段として武力の威嚇と行使を予定する戦争システムの法が作られるが、その法によって政府の行動様式が影響される。戦争システムはいざという時の軍備とその増強を要請し、軍事費とそのための税負担の増大をもたらした。

た。政府は平和的手段による紛争解決に尽力するよりも軍事的衝突を想定し、それへの対応という軍事優先主義に傾斜しがちとなる。これは他国との緊張を高めることによってかえって戦争への危険を増すことになりかねない。

また戦争の合法化によって国民の側でも国家が戦争をするのは当然であるという見方が広まり、戦争反対という道徳的感情との矛盾ないしギャップを生じる。戦争反対よりもむしろ愛国主義的な戦争支持の主張に正当性を与える、換言すれば、戦争反対は「非国民」というレッテルを張られて肩身が狭くなるということである。こうして、デューイは、従来の国際法の機能について、「戦争の合法的正当化は不可避免的に道徳的正当化を戦争に付与し、最終的には戦争を助長する」と考えたのである⁴¹⁾。

これに対して、デューイは、「戦争違法化」の国際法が存在するようになれば、その作用として次のことが予想され、期待されると考えた。国際法における戦争禁止は戦争に反対する国民の道徳的感情を支持し、戦争反対の世論を結集し、堅固にするための基礎となる。また、政府の政策として軽武装によって軍事費の支出と税負担の増大が抑制され、国民福祉、産業、教育などの社会・経済改革のための予算に回すことができる。外交において武力の威嚇や戦争への考慮が相対化され、戦争以外の平和的手段による紛争解決が促進される。平和主義の価値が高まり、軍事優先主義の風潮が後退する。軍事優先に傾斜する政府の外交・防衛政策への国民の反対や抵抗が法によって支えられるということであった。戦争システムに基づく国際政治の現実からすれば、何ともナイーヴな感を否定できないが、権力政治と異なる国際政治のあり方を模索するデューイの思考の現れであった⁴²⁾。

39) Dewey1923a, p.100. Westbrook, pp.207-208.

40) Dewey1923b, p.62. 大沼は、「国際法は社会の重要な制度として定着していることにより、人々の発想を規定し、影響を及ぼす」として、裁判規範としての機能に限定されない「国際法の構成的・コミュニケーション的機能」を指摘する。大

沼2018, 63-66頁。

41) Dewey1923b, p.62-63.

42) Dewey1927, pp.348, 353, 1933, p16.

6. 「戦争違法化」論とアメリカ的特質

デューイの「戦争違法化」論には戦間期におけるアメリカ外交の孤立主義的風潮の背景があった。第一次世界大戦への参戦とその犠牲にもかかわらず、不正に満ちたヴェルサイユ講和条約は将来の戦争への禍根を残し、安定した国際平和を作り出せなかった。そのことに對しアメリカ国民は大いなる不満と挫折感を感じ、連邦議会上院は批准を否決し、結果としてアメリカは国際連盟に加入しなかった。その後の戦間期を通じてアメリカの政府と国民は海外の国際問題にできるだけ関与を避けるという孤立主義の時代を経過した。「戦争違法化」論はこのような当時のアメリカの状況に訴えかけて、支持を受けた⁴³⁾。

「戦争違法化」の特徴の一つに「戦争違法化」条約に違反する国に対する制裁を否定するという主張があり、これについては条約の実効性を担保するものがないという強い批判がなされた。だが、国民が国際連盟を拒否する理由が規約16条の発動に際してアメリカが制裁のための戦争に巻き込まれることの懸念と嫌悪であり、「戦争違法化」論はそのような国民の感情を取り込み、それに作用した⁴⁴⁾。

アメリカは経済力において世界の首位に上がろうとしていたが、世界秩序の構築と維持に主導的に関与する意志をまだ持っていなかった。だが、何らかの国際貢献が必要だという世論の動向があった。「戦争違法化」論は国際連盟には加入しないが、それに代わる国際貢献のあり方を模索する意味を持っていた。

当時フランスは自国の安全保障を確保しようとして国際連盟を通じてイギリスやアメリカの協力を望んでいた。デューイはフランスの安全保障の

事情を理解しながらも、アメリカの国際連盟加入に一貫して反対した。代わりに、「戦争違法化」条約の必要を主張したのである⁴⁵⁾。

ここに見られるのは自国の安全保障の現実への具体的な関心の欠如ないしは希薄さである。これは当時のアメリカの孤立主義の風潮の特徴であるが、それは現実のアメリカの安全保障が一定の地政学的条件の下で確保されているということへの無自覚ないし無関心によっていた。つまりアメリカは大西洋と太平洋という二つの大洋によって諸外国から隔離され、しかも両大洋はイギリスの海軍力によって安全が担保されていたのである。「戦争違法化」論はその条件を前提にしてアメリカ自体の安全保障の問題に現実的に悩むことなく戦争の禁止を訴えることができた。その意味でアメリカ的特質を帯びていたことは否定できない。だが、不戦条約が最終的に63ヶ国の批准によって支持されたことに見られるように「戦争違法化」が普遍性を持っていたことも明らかであった⁴⁶⁾。

1930年代における日・独・伊の侵略的行動と第二次世界大戦の危機によってアメリカの孤立主義的政策の条件は失われてきた。リップマンはこのことを強調することによって孤立主義から離脱し、緊張が高まる国際政治への関与、特にイギリスとの協力に向かうように主張した。「戦争違法化」論も自国アメリカの防衛や安全保障の問題に現実的に直面することになり、その結果としてデューイの思想は一定の変容を遂げた⁴⁷⁾。

IV | むすびに代えて

「戦争違法化」思想は不戦条約で現実化され、第二次大戦後に国際連合憲章の武力禁止の原則

43) Dewey1926, 169.

44) リップマンの「戦争違法化」論の批判において制裁問題への言及がないのは不思議である。リップマン自身が国際連盟の制裁の現実的可能性に否定的だったことによると思われる。Lippmann1930, p.513.

45) Dewey1923c, p.112.

46) Lippmann1937, pp.592-593. Riccio, p.140.

47) Lippmann1937, pp.589-590. デューイの変容については小西2016, 2018。

として継承されて現代の国際秩序を形成する土台となっている。だがこの原則はヴェトナム戦争、アフガニスタン戦争、イラク戦争など多くの武力行使によって破られてきた。不戦条約が第二次世界大戦を防止できなかったと同じであり、特にロシアによるウクライナ侵攻は現代において「戦争違法化」思想の無力を示しているかのようである。だが、悲観するばかりではいけない。ここではデューイが強調した「戦争違法化」の法の意義に即して次の二点を指摘して結びに代えたい。

国連緊急総会はロシアのウクライナ侵略に対する非難決議を多数で採択した。(賛成141、反対5、棄権35、投票不参加11) ロシアの侵略行動は国連憲章の基本原則を侵しているということが非難の理由にされた。多数の国が国連憲章の武力行使禁止の原則を根拠にしてロシア非難に結集したのである。ロシアは国連憲章の武力行使禁止の原則を意識して自国の侵略行動の正当性を強弁した。だがその欺瞞性は明らかであり、ロシアは国際世論の前で守勢に立たされた。もし武力行使禁止の国連憲章が存在しなければ、このようなことは困難であっただろう。いかに無力に見えても、「戦争違法化」の国際法は無いよりもあった方がましなのである。

ロシアによるウクライナ侵攻は各国において軍事的な安全保障への関心と政策を強めており、国際的な緊張の高まりをもたらしている。デューイによれば、戦争と平和の問題をどうするかは国民一人一人の決意と行動にかかっているとされた。外国からの不法な攻撃に対する自衛権の行使に備えることは必要であろう。だが、戦争を嫌悪し、平和を望むのであれば、政府が紛争の平和的解決と戦争回避に尽力しないで、むやみに軍備を強化

し、戦争の方向へ傾斜するときには、国民の側でそれに反対し抵抗することが必要であり、その支えとなるのが「戦争違法化」の法だということであった。換言すれば、軍事力による戦争抑止の政策は失敗することがある。軍備増強の競争が戦争の危機を高めるという「安全保障のディレンマ」がつきまとうからである。戦争になれば、その甚大な惨禍は国民の生命と暮らしを根底から破壊する。だから平和的手段(＝外交的対話)による紛争の解決と戦争の回避に尽力することを政府に求めるということであり、これがデューイの「戦争違法化」思想の含意するところであった。

引用・参考文献

- ◎ Borah, W.E. 1923 Outlawry of War Resolution *Congressional Record-Senate* LXIV
- ◎ Bullert, G. 1983 *The Politics of John Dewey* Prometheus Books
- ◎ Cary, F. C. 1967 *The Influence of War on Walter Lippmann 1914-1944* The Society Press of the State Historical Society of Wisconsin
- ◎ DeBenedetti, C. 1978 *Origins of Modern American Peace Movement, 1915-1929* KTO Press
- ◎ Dewey, J. 1923a Shall the United States Join the World Court? *Middle Works of Dewey* 15
- ◎ ——— 1923b Ethics and International Relations *Middle Works of Dewey* 15
- ◎ ——— 1923c If War Were Outlawed *Middle Works of Dewey* 15
- ◎ ——— 1923d What Outlawry of War Is Not *Middle Works of Dewey* 15
- ◎ ——— 1923e War and a Code of Law *Middle Works of Dewey* 15
- ◎ ——— 1926 America's Responsibility *Later Works of Dewey* 2

- 1927 Afterword in Charles Clayton Morrison's *The Outlawry of War Later Works of Dewey* 3
- 1932a Peace-by Pact or Covenant? *New Republic*, 70
- 1932b Are Sanctions Necessary to International Organization? No *Later Works of Dewey* 8
- 1933 Outlawry of War *Later Works of Dewey* 8
- Howlett, C.F. 1977 *Troubled Philosopher John Dewey and the Struggle for World Peace* Kennikat Press
- Josephson, H. 1973 Outlawing War: Internationalism and the Pact of Paris *Diplomatic History*, Vol.3
- Knox, P. C. 1919 Speech of Philander C. Knox Washington Government Printing Office
- Levinson, S. O. 1921(1972) *Outlawry of War* (Ed. By DeBenedetti, C.) Garland Publishing
- Lippmann, W. 1923 The Outlawry of War *Middle Works of Dewey* 15
- 1928 The Political Equivalent of War *The Atlantic*(August)
- 1929 Public Opinion and the Renunciation of War *Proceedings of the Academy of Political Science*, Vol.13, No.2
- 1930 The London Naval Conference: An American View *Foreign Affairs*, Vol.8, No.4
- 1937 Rough-Hew Them How We Will *Foreign Affairs*, Vol.15
- Riccio, B. D. 1996 *Walter Lippmann-Odyssey of a Liberal* Transaction Publishers
- Syed, A. S. 1963 *Walter Lippmann's Philosophy of International Politics* University of Pennsylvania Press
- Westbrook, R.B. 1991 *John Dewey and American Democracy* Cornell University Press
- 藤原婦一2022, 2023「壊れる世界(1～8)」『世界』(岩波書店)
- 岩切博史 2011『W・リップマンと二〇世紀国際政治—哲人ジャーナリストが見たアメリカ外交』(思學社)
- キッシンジャー、H. 1996(原著1994)『外交』(岡崎久彦監訳、日本経済新聞社)
- ケナン、G. F. 2000(原著1951)『アメリカ外交50年』(近藤晋一・ほか訳、岩波現代文庫)
- 小西中和1983「ジョン・デューイの平和思想についての一考察」横越英一・ほか編『政治と現代世界』(御茶の水書房)
- 1996「デューイ平和思想への視点」『彦根論叢』300号(滋賀大学附属図書館学術情報リポジトリ、以下同じ)
- 2003『ジョン・デューイの政治思想』(北樹出版)
- 2006「第一次大戦とデューイ」『彦根論叢』358号
- 2006「第一次大戦をめぐるボーンとデューイの対立」『彦根論叢』359号
- 2016「ジョン・デューイと第二次世界大戦」『彦根論叢』407号
- 2018「第二次大戦後におけるジョン・デューイの平和思想」『彦根論叢』418号
- 2022「レヴィンソンと戦争違法化」『彦根論叢』430号
- 三牧聖子2014『戦争違法化運動の時代』(名古屋大学出版会)
- 最上敏樹2024『国際法以後』(みすず書房)
- モーゲンソー、H. J. 1954(原著1951)『世界政治と国家理性』(鈴木成高・ほか訳、創文社)
- 大沼保昭 1975『戦争責任論序説』(東京大学出版会)
- 1987『東京裁判から戦後責任の思想へ(増補版)』(東信堂)
- 2018『国際法』(ちくま新書)
- 坂本義和 1967『核時代の国際政治』(岩波書店)
- スティール、R. 浅野輔 訳1982(原著1970)『現代史の目撃者—リップマンとアメリカの世紀』(TBSブリタニカ)
- 吉田満 1984『戦中派の死生観』(文春文庫)
- 防衛省2023『防衛白書 令和5年版 日本の防衛』(日経印刷)
- 柳澤協二・ほか2022「ウクライナ侵攻から学べる抑止を超え、戦争回避の外交を—」『新外交イニシアティブ』(<https://www.nd-initiative.org/research/10893/>)

John Dewey and the Outlawry of War

In Contrast with Lippmann's Criticism

Nakakazu Konishi

Walter Lippmann was one of American eminent journalists. He published a withering criticism of the outlawry of war. The plan of the outlawry of war argued for an universal treaty making war a public crime, a code of international law of peace and a judicial substitute for war.

According him, the judicial substitute will not cover the most important international disputes that involve precisely nation's vital interests about which peoples are most ready to fight. The plan disembowels the outlawry of war by legalizing wars in defense of the major policies which are excluded from the competence of the court and the code. Moreover, the plan does not acknowledge that diplomacy is a necessary method of maintaining peace.

John Dewey replies that the outlawry plan never refuses diplomacy and political methods. The genuine alternatives are between political methods based on a system which legalizes war, and political methods which hold as their basic principle that war is a crime. Lippmann takes the former alternative. The nub of the matter is that major premise of Lippmann's argument is that war will never be abolished.

The plan of outlawry rejects the present system of power politics based on war system and expects the international system that is not based on war system. It is a right-about face, a step facing in another direction. Every person needs to view the alternatives with his best

thought and candor and make up his own mind upon just where he stands.

The plan refers the most major disputes that involve vital interests to the proper organs for dealing with them, namely, the agencies of diplomacy. It urges the method of securing that division of labor between legal and political agencies that will alone enable both of them function effectively.

The plan of outlawry urges governments to make every effort for avoiding war and settling disputes by peaceful means.